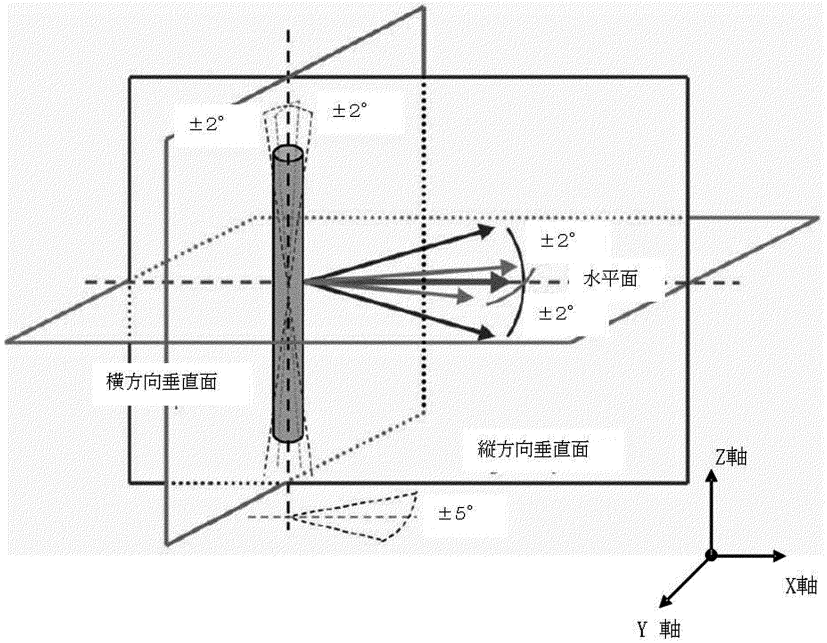
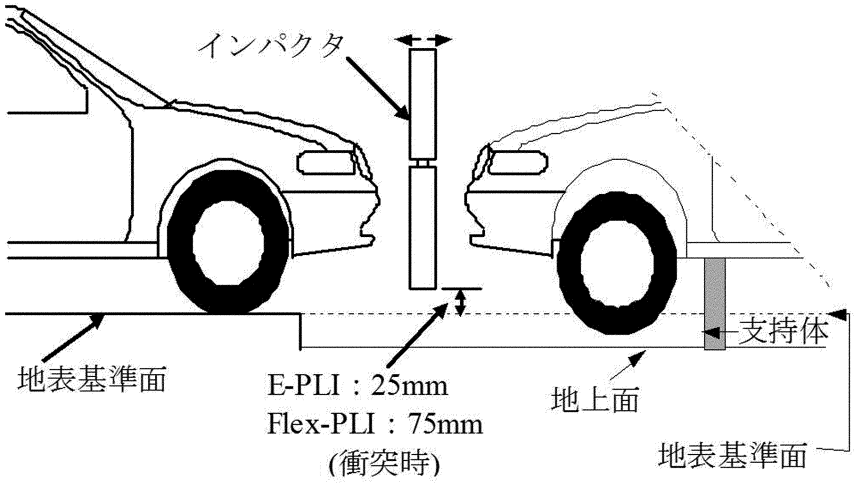
図４　衝突時における下部脚部インパクタの角度公差



4.7.　インパクタの底部は、バンパとの衝突時に、E-ＰＬＩ試験においては地表基準面から上に25㎜±10㎜の高さに、Flex-ＰＬＩ試験においては地表基準面から上に75㎜±10㎜の高さにあるものとする（図５参照）。発射装置の高さを設定するときは、重力の影響を考慮しなければならない。

図５　試験自動車の状態の完成車（左）及び支持体搭載のカットボディ（右）における下部脚部インパクタ試験



4.8.　下部脚部インパクタ試験において、目標とした測定点と実際に衝突した測定点との差は±10㎜以内でなければならない。なお、インパクタと車両が複数回接触する場合においては、その差の測定は、目標とした第一接触点と実際に衝突した第一接触点との差により測定するものとする。

4.9.　インパクタは、はね返って発射装置と接触する等により試験結果に影響を与えることのないよう、車両から距離をとって発射されなければならない。

4.10.　車両との衝突時に、インパクタは車両以外のものと接触してはならない。

4.11.　バンパと衝突するときのインパクタの衝突速度は、11.1±0.2m／ｓとする。

5.　上部脚部インパクタ試験手順

5.1.　インパクタには検定試験に使用した肉部を使用するものとする。

5.2.　試験インパクタの肉部は、インパクタが試験用に取り出される前に、35±15%の湿度及び20±４℃の温度に管理された保管場所に少なくとも４時間保管しなければならない。保管場所から取り出した後は、インパクタは試験条件として定められた条件以外の条件下には置かないものとする。

5.3.　各試験は、試験予定のインパクタが管理された保管場所から取り出されたときから２時間以内に終了するものとする。

5.4.　測定点は、バンパ試験領域内から選択するものとする。

5.5.　脚部インパクタ試験は、バンパを均等に三分割したそれぞれの領域において最も傷害を引き起こしやすいと考えられる位置で、合計３回実施するものとする。なお、測定点は、最低でも互いに132㎜離れ、バンパコーナーより66㎜内側に位置するものでなければならない。

5.6.　衝突時において、インパクタの中心線は、公差が±２°の範囲内で自動車の車両中心線を含む鉛直面と平行であるものとする。

5.7.　上部脚部インパクタ試験において、目標とした測定点と実際に衝突した測定点との差は±10㎜以内でなければならない。なお、インパクタと車両が複数回接触する場合においては、その差の測定は、目標とした第一接触点と実際に衝突した第一接触点との差により測定するものとする。

5.8.　バンパと衝突するときのインパクタの衝突速度は、11.1±0.2m／ｓとする。

別紙４　インパクタの検定

1.　子供及び大人頭部インパクタ

1.1.　インパクタは、衝突回数が20回を超えている場合又は前回の検定から１年以上経過している場合は、再検定を受けなければ試験に使用することができない。また、トランスデューサー等の装置を取り換えた場合も、再検定をしなければならない。

1.2.　落下試験手順

1.2.1.　検定中の頭部インパクタの温度は、20±２℃でなければならない。

1.2.2.　加速度計に対する計器応答値は、ＩＳＯ6487：2002で規定されているところに従い、チャンネル周波数クラス（ＣＦＣ）及びチャンネル増幅クラス（ＣＡＣ）について、それぞれ1,000Hz及び4,910m／s^2（500Ｇ）であるものとする。

1.2.3.　頭部インパクタを図１のとおり、落下装置に吊り下げるものとする。

1.2.4.　頭部インパクタは、376±１㎜の高さから水平で平坦な硬鋼板上に向けて瞬間的に解放する方法で落下させるものとする。この硬鋼板は、厚さ50㎜超、寸法300×300㎜超、0.2から2.0μmまでの間の表面仕上げが施され、乾燥した表面を有するものとする。

1.2.5.　頭部インパクタは、図１のとおり、エンドプレートの角度（落下角度）を、子供用については別紙３の2.2.、大人用については別紙３の3.2.に規定する発射角度に応じた角度に調整し、落下させるものとする。頭部インパクタは落下中、回転しないように吊り下げるものとする。

1.2.6.　落下試験は、頭部インパクタを試験毎にその対称軸に対して120°回転させ、それぞれ３回実施するものとする。